

専門業務型裁量労働に関する協定書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「大学」という。）と国立大学法人京都工芸繊維大学過半数代表者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3の規定に基づく専門業務型裁量労働（以下「裁量労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

（適用対象業務及び適用者）

第1条 裁量労働を適用する職員（以下「適用者」という。）は、次の表の左欄に掲げる業務について、同表の右欄に掲げるとおりとする。

適用対象業務	適用者
教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）	教授、准教授及び講師。ただし、講義等の授業の時間が、国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下この条において「就業規則」という。）に定める正規の勤務時間の5割以上の者を除く。
	特任教員（特任助教を除く。）及び特定教員（特定助教を除く。）。ただし、勤務時間が休憩時間を除き1週間につき38時間45分であり、1日につき7時間45分の者に限る。
	外国人研究員
人文科学又は自然科学に関する研究の業務	助教及び助手。ただし、助教は、講義等の授業の時間が、就業規則に定める正規の勤務時間の1割程度を超える者を除く。
	特任助教、 <u>特任研究員</u> 及び特定助教。ただし、勤務時間が休憩時間を除き1週間につき38時間45分であり、1日につき7時間45分の者に限る。

2 前項にかかわらず、大学が適用者の安全管理措置上、勤務に制限を加える必要があると判断したときは、大学が定める一定の期間において、当該適用者への裁量労働の適用を除外する。なお大学が必要と判断したときは、この期間を延長することがある。

（裁量労働の原則等）

第2条 大学は、適用者の業務遂行に係る手段及び時間配分については適用者の裁量に委ねるものとし、その決定に関し、具体的な指示を与えないものとする。ただし、担当業務の決定、内容等についての指示及び当該適用者に適用される就業規則に定める服務規律、安全衛生に関する指示については、この限りでない。

（労働の例外）

第3条 前条にかかわらず、特任教員、特任研究員、特定教員及び外国人研究員を除いた適用者については、入学試験関係業務については、大学の指示により労働するものとする。

（労働時間の取扱い）

第4条 適用者が所定勤務日に労働した場合は、7時間45分労働したものとみなす。

2 適用者が、休日（休日の代休日の指定を受けた場合を除く。）又は深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に労働しようとするときは、あらかじめ学長又はその委任を受けた者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を得て、休日労働又は深夜労働をしたときは国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則第30条及び第31条の定めるところにより、休日手当又は超過勤務手当を支給する。

(休日及び休憩時間)

第5条 適用者の休日及び休憩時間については、当該適用者に適用される就業規則に定めるところによる。ただし、休憩時間は、適用者の裁量により、弾力的に設定するものとする。

(健康及び福祉確保措置)

第6条 大学は、適用者の健康と福祉を確保するために、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 働き過ぎの防止を図るため、年次休暇の取得促進を行う。
- (2) 大学は、定期的に適用者の健康状態、勤務時間等について調査を行い、必要に応じてヒアリングを行う。
- (3) 働き過ぎによる健康障害防止のため、大学は必要に応じて産業医による助言、指導を受け、適用者に産業医による保健指導を行う。
- (4) 産業医が必要と認めるときは、特別健康診断を実施する。
- (5) 精神及び身体両面の健康についての相談窓口を設ける。

(苦情処理措置)

第7条 適用者からの苦情等に対し、大学は次のとおり対応するものとする。

- (1) 裁量労働相談室を次のとおり開設する。

場 所	人事労務課
開設日時	毎週金曜日 9時～12時及び13時～17時（休日は除く）
相談員	人事労務課長及び人事労務課副課長、職員係長
- (2) 取り扱う苦情の範囲は次のとおりとする。
 - イ 裁量労働制の運用全般に関する事項
 - ロ 適用者の評価に関する事項及び給与に関する事項等の処遇全般
- (3) 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

(記録)

第8条 大学は、前2条の措置について記録し、この協定の有効期間満了後3年間保存するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。

平成28年6月30日

国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 古 山 正 雄

国立大学法人京都工芸繊維大学
過半数代表者 塚 本 千 秋